

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：ひだまりkids八前保育園	種別：保育所
代表者氏名：梶野高志	定員（利用人数）：96名（75名）
所在地：愛知県名古屋市名東区八前一丁目803番地	
TEL：052-769-6333	
ホームページ： http://www.hidamarinoie.site/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成29年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人陽だまりの家	
職員数	常勤職員：15名
専門職員	(園長) 1名 (調理員) 2名
	(主任保育士) 1名
	(保育士) 13名
施設・設備の概要	(居室数) 4室 (設備等) 事務室、園庭、調理室
	登降園管理システム

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 生きる力の基礎を育てる
- ・施設・事業所 様々な体験を通して豊かな感性や主体性を育む

★基本方針

- ・健康で明るい子
- ・思いやりのある子
- ・話をしっかり聞ける子
- ・意欲をもって自ら行動する子
- ・素直に感動し豊かに表現できる子

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・園の特色を持ち、様々な体験ができる保育カリキュラムを導入している。
(体操・絵画・英語教室、ピアノ、知育教材) ※教室活動は保護者負担なし。
- ・子どもの主体性の育成を目指した保育・環境整備を行っている。
- ・子どもが安心して伸び伸びと成長ができる保育を実践している。
(0～2歳児クラスでの担当制の導入。死角を少なくし伸び伸びと遊べる室内空間)
- ・保護者とのコミュニケーションを大切にし、情報共有・信頼関係作りに努めている。
(降園時の対応は担任保育。掲示板や園だよりを利用した情報共有)
- ・職員の人間性を高め、向上心を持って職務に当たれるよう、法人内での社会人研修、キャリアアップ研修を開催している。
- ・日頃から感謝の心を大切にされた職員間の仕事協力がある。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 9月11日(契約日) ~ 平成31年 2月21日(評価結果確定日) 【平成30年12月14日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念、基本方針の周知・理解

開設から2年を経ない若々しい保育園であるが、法人や園が一つの大きな目的に向かって進んでいる感がある。子どもの将来に待ち受ける世界や社会がどのように変化しようが、それに対応できる「生きる力の基礎を育てる」との揺るぎない法人理念を受け、園独自の理念「様々な体験を通して豊かな感性や主体性を育む」を策定している。職員には入社研修で、保護者には入園式等で、理事長が熱く理念や思いを語っている。理事長－園長－主任－職員が一体感でつながり、それが子どもを通して保護者にも伝播している。保護者アンケートでは、理念や基本方針の周知度が94%に達している。

◆“働きやすい職場”の実現

保育業界全体に保育士不足が取りざたされる昨今ではあるが、当園においては安定的な職員雇用が継続しており、今後の保育所新設や拡充の計画策定においても大きな懸念材料とはなっていない。業務遂行に必要な時間外労働はあるものの、有給休暇の消化は進んでおり、職位・職階による有給休暇の取りづらさはない。ワーク・ライフ・バランスには特に留意しており、特別な場合を除いて、職員の申し出をすべて認める方針である。開設からの2年近く、職員の離職はほとんどない。業務に就く時も、業務を終えて帰宅する時も、職員は笑顔で必ず事務室に挨拶をしており、風通しの良い“働きやすい職場”が実現している。

◆園に行きわたる細かな配慮

園の事業を取り巻く様々な活動の隅々にまで、細かい配慮がある。保育所選定の資料は見やすく明るい色彩で、行事を通して子どもの成長が分かるよう、カラー写真で親しみやすく作成されている。毎年の見直しに当たっては、行事等の子どもの写真をその都度入れ替えている。また、保育の連続性に配慮して長時間保育の保育計画が4期で立案され、子どもが選んで遊べるようコーナーづくりをしている。これらは、説明を受けるまでは気づかないほどのことではあるが、これらの他にも子どもの将来を見据えて、園では地道な取り組みを進めている。

◇改善を求められる点

◆改革・改善に計画性を

理事長、園長の改善志向が高く、それが園全体に行き渡っている。保育の質の向上を目的として、様々な機会を通して改善のヒントを得ようとしている。定期的な保護者アンケートの実施、民間の調査会社に依頼しての第三者評価の実施、そして今回の福祉サービス第三者評価の受審と、これまでも機会あるごとに改革・改善を果たしてきた。しかし、それらは計画立てでの取り組みとはなっていなかった。現時点で、「地域交流」と「食育」に絞った改善活動を目指しているが、改善活動の実施に当たっては明確な計画を策定して臨むことを期待したい。“明確な計画”とは、それぞれの取り組みの細目ごとに、“責任者(誰が?)”、“期限(いつまでに?)”、“具体的な実施方法(何をする?)”を定めて取り組むことと理解されたい。

◆更なる情報の公開を

保護者満足度調査や個別懇談会等で把握した苦情・意見等に関しては、案件ごとに個人的に回答しているが、全体的には内容把握で留まり、公表にまでは至っていない。「社会福祉法」の精神からも、保育事業の透明性が問われる時代となっている。ホームページ等を活用し、意見や苦情を申し出た保護者等に配慮して(同意を得て)公開することを検討をされたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育現場・運営体制の確認をする、とても良い機会となりました。
ご指摘いただいたことは、今後改善を進めていく上での目標とし、評価を頂いた部分に関しましても、現状に満足せず、さらなる保育の質の向上に積極的に努めていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「生きる力の基礎を育てる」との法人理念を受け、園独自の理念「様々な体験を通して豊かな感性や主体性を育む」を策定している。職員には入社研修で、保護者には入園式等で、理事長が熱く理念を語っている。保護者アンケートでは、その周知度は94%に達している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
区内の保育園を対象とした園長会が3ヶ月に1回の頻度で開催されており、園長が待機児童の状況をはじめ園運営に必要な情報を収集している。法人内の小規模保育所を含めた管理者会議で、それぞれが持ち寄った情報の共有化を図り、その分析の下に保育事業の将来構想を検討している。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
開設2年目の園であることから、園長は“地域との密着度”が薄いと考えている。また、子どもの豊かな感性を育むための“食育の重要性”を感じている。既にそれらの取り組みの緒についているが、計画性に乏しい。責任者(誰が?)、期限(いつまでに?)、実施方法(何を?)を明確にした実行計画(工程表)を作成して取り組むことを望みたい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
平成30年度を終期とする法人の中・長期計画が策定されており、保育事業に関する法人内外の状況分析から、将来構想を導きだしている。しかし、法人の中・長期計画が各年度の到達点を示していないことから、それに沿った園の中・長期計画も同様に、単年度の事業計画策定への枠組みを示すに至っていない。		

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>中・長期計画が、単年度の事業計画策定への枠組みを示していないことから、事業計画に取り上げた重点目標には明確な目標数値が設定されていない。職員の目標管理制度に連動させるためにも、事業計画の重点目標には、数値目標を設定することが望ましい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>事業計画に数値目標が設定されていないことから、期中の進捗管理や中間評価、最終評価が曖昧になっている。事業報告書が作成されているが、事業計画で取り上げた重点目標への言及がなく、次年度の事業計画策定に反映させることができない。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>入園式での説明や、園長が朝・夕の送迎時を利用して積極的に保護者とのコミュニケーションを図る等、園の事業を保護者が理解するための努力がある。「理念の周知」同様、「事業計画の周知」もまた、保護者アンケートでは高い数値を示した。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>「豊かな感性や子どもの主体性」に焦点を当てた保育を展開し、子どもや保護者からの信頼を得るようになった。園が実施する年間2回の保護者アンケートでは、「子どもが喜んで園に通っている」の項目で、昨年より高い満足度を示す結果を得ている。若い職員が多いが職員の定着はよく、確実に保育の質が上っている。民間の第三者評価機関に依頼し、保育現場の質の評価も受けている。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
<p>理事長、園長の改善志向が高く、それが園全体に行き渡っている。保育の質の向上を目的として、様々な機会を通して改善のヒントを得ようとしている。これまでも機会あるごとに改革・改善を果たしてきたが、計画立てでの取り組みとはなっていなかった。現時点で、「地域交流」と「食育」に絞った改善活動を目指しているが、明確な計画を策定して臨むことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園の設立から2年目を迎えているが、園長は設立と共に着任した。園長の役割や責任は「ひだまりkids八前保育園 組織表」で明確になっているが、園長の権限に関しては明文化したものがない。法人運営の基幹を成す“職務分掌”と“職務権限”に関する規程の作成が望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育所保育指針」の改訂に伴い、外部研修に参加して制度理解に努めている。園内でも勉強会を開催し、職員の共通理解を図っている。研修に参加できない職員に対しては園長が個別に対応している。ほとんどの職員が正規職員(常勤)であることから、高いコンプライアンス意識が感じられる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
定期的な保護者アンケートの実施、民間の調査会社に依頼しての第三者評価の実施、そして今回の福祉サービス第三者評価の受審と、常に改善の要素を探し求め、保育の質を高めようとする姿勢が顕著である。園長が、主任、リーダー、職員等をまとめあげ、その先頭に立って園を牽引している。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園業務のIT化が進んでおり、登降園管理や延長保育の利用料金管理に電子媒体の管理システムが導入されている。保育の記録の作成や管理にも運用をと、IT化に向けての検討を始めている。保育会議で、職員から「書式の簡素化」が提案され、記載する文字を少なくする取り組みを始めている。IT化や簡素化の取り組みにより、職員の事務負担は大幅に軽減されてきた。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
宗教法から社会福祉法人への移行、新園の開設、既存園の定員の増加や改築計画等々、ここ数年で法人の陣容が大きく変革した。待機児童対策や各種規制緩和策等、行政の施策も流動的であり、法人としても先の見通しが立てづらい状況である。その時々状況によって必要な人材を確保する施策を持って、これまでの法人経営が成り立って来た。31年度からの「第2次中・長期計画」には、計画的な人事施策を盛り込まれたい。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
キャリアパスによって、一般職員、リーダー、主任、園長、本部・部長級と、法人内の職級・階層が明確となっており、職員は自らの将来の姿を描くことができる。「OJTシート」と面談によって人事考課を行っているが、それぞれのプロセスのつながりが意識されておらず、その結果を活用して人材育成につなげていく仕組みとしては改善の余地がある。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
業務遂行に必要な時間外労働はあるものの、有給休暇の消化は進んでおり、職位・職階による有給休暇の取りづらさはない。ワーク・ライフ・バランスには特に留意し、特別な場合を除いて、職員の申し出を極力認めている。開設からの2年近く、職員の離職はほとんどない。業務に就く時も、業務を終えて退社する時も、職員は笑顔で必ず事務室に挨拶をしており、風通しの良い“働きやすい職場”が実現している。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
「OJTシート」を使って職員の育成を図っている。毎月、職員一人ひとりが個人目標を定め、上司と面談を実施して目標達成の可否を評価している。この目標管理の仕組みが、園の事業計画で定めた重点目標と連動する仕組み作りを目指されたい。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人の「社会福祉法人陽だまりの家事業計画」の中で、中・長期計画として「職員の資質向上と働き方改革」を項立てし、職員研修の方向性を示している。法人主導の階層別研修システムによって、「新卒職員」、「中途採用職員」、「リーダー」、「管理者」の階層は研修体系に組み込まれている。それ以外の職員は、市の主催する研修に積極的に参加している。研修履修後は「研修報告書」を作成し、主任、園長、理事長へと回付される。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
前述(保18)の通り、法人の階層別研修と市の主催する研修への積極的な参加により、必要な職員が必要な研修を履修している。履修後は、「研修報告書」を作成し、職員会議で報告している。「研修報告書」には、“今後の保育に活かす”職員の所感(決意)が記載されており、主任が保育の場でその検証を行っている。この“研修効果の検証”を、記録に残すことを望みたい。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
実習生を受け入れるためのマニュアルを整備しているが、条件(開設2年目)が揃わず、受け入れに至っていない。園長が母校を訪問して、次年度の実習生の送り出しを担当者に依頼している。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
定款や現況届、事業報告、事業計画、財務諸表等を法人のホームページに公開し、ヒヤリハットや苦情情報のコーナーも用意されている。しかし、苦情情報の公開に関しては仕組みを構築中で、現時点では公開されているものはない。「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を見直し、現場対応と相違する部分を改定することが望まれる。		

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育に専念してもらうために、職員に余計な心理的負担をかけたくない」との理事長の思いがあり、園での決済や支払いのキャッシュレス化を進めている。福祉サービス第三者評価とは別に、民間の調査会社に依頼して“現場支援中心の第三者評価”を実施した。契約する顧問会計士による財務・会計のチェックを受け、助言やアドバイスを得ている。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
地域との交流・連携について、園長や職員はその重要度を理解しており、中・長期計画にも重点目標の一つとして取り上げている。地域の祭りやイベントには子どもたちが積極的に参加し、消防署やバス車庫を見学したり、園で制作した絵画を展覧会に出展したりしている。区の「子育て広場」や「ミニ子育て広場」に職員がスタッフとして参加し、地域の子育て世代を支援している。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
これまでにボランティアの受け入れはないが、園の事業計画の重点目標に「小中高生の受け入れ」を掲げ、「地域とのつながりを持てる環境の整備」を推進しようとしている。取り組みの成果が表れ、今年度末には、地域の中学生のボランティアを受け入れることが決定している。ボランティアの受け入れを円滑に進めるためのマニュアルもある。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事務室内に「緊急連絡先一覧」が掲示され、医療機関や行政機関、交通機関(バス、タクシー会社)等の名称と電話番号が記載されている。「子どもたちに様々な社会資源との接触を」と、消防署やバスの車庫を訪れている。バスの車庫を訪問した際には、バス会社の好意でバスに乗車することが許され、バスに乗って洗車を体験する等の貴重な経験も得た。園の開設からわずか1年余ではあるが、地域との密着度は高い。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
区の「子育て広場」や「ミニ子育て広場」に参加して、地域の子育て支援に協力しているが、園独自の子育て支援へと発展させてほしい。AEDの設置を地域に広報し、地域の住民の安心策とされたい。また、BCP(災害時の事業継続計画)を作成し、大規模災害時に素早く保育所機能の復旧を図る体制を構築されたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
様々な情報を収集・分析し、地域の子どもの健全な育成を図るために、社会福祉法人化を果たしたり新園の開設を実現したりしてきた。区の園長会や各種団体の会議出席等を通して、間接的に保育ニーズの把握はできている。今後は、未就園児の親子との積極的な接触を通して、直接的な保育ニーズの把握が可能となるよう期待したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する保育の基本姿勢は、パンフレットやホームページ、「入園のしおり」等に記入され、職員には新任研修で伝えられている。外国籍の子どもが6名ほどいるが、保護者理解の取り組みとして職員が辞書を片手に通訳したり、絵で示したりしている。それでも理解されない場合には通訳に依頼するなど、地道できめ細かい配慮をしている。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護、虐待防止権利擁護についての規定は整備されているが、職員理解の周知に対する取り組みには欠ける。会議を通して実践のための話し合いをするが、そこで留まっている。暑さ対策として寒冷紗を使用しているが、覆われるのは建物の途中までで、子どものプライバシーを守るためのプール遊び時には、下まで届かず活用できていない。身体測定時にも、衝立等の配慮が望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に資する資料は見やすく、明るい色彩で、行事を通して子どもの成長が分かるようカラー写真で親しみやすい資料である。毎年見直しを行い、行事等の子どもの写真を入れ替えている。見学者も随時予約で親子で受け入れ、子どもの観察も兼ねている。説明資料は同じものを使用している。受付名簿も保護者了解の下に作成し、残されている。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
入園説明時、重要事項説明資料で保育の開始、変更を丁寧に説明しているが、説明にはプロジェクターを使用して分かり易い配慮をしている。また、同意書も確認できた。特に配慮の必要な保護者への説明はルール化はされていないが、説明は担任が的確に行っている。配慮の必要な保護者には、微妙な問題が潜んでいる場合が多く、より慎重且つ丁寧な説明が求められる。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した引き継ぎや申し送りの手順は文書化されていないが、転園先から問い合わせがあれば求められる範囲で口頭で答えている。退園する子どもの保護者には、相談できる担当者や窓口の設置等の文書を書面で渡している。子どもが次の園(環境)でスムーズに保育が継続されるためにも、引き継ぎ文書の作成が望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
年2回、10月と2月に保護者を対象とした満足度調査を実施している。満足度調査では、自由記述の意見欄があり、記入された個人の意見はすべてフィードバックしており、記録も残されている。また、全体には統計的なフィードバックをしているが、分析・検討をした記録は残されていない。なお、個人懇談での内容把握は担任止まりであり、情報共有にまでは至っていない。書面化し、情報の共有をされたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の仕組みは構築され、機能している。意見も同様に取り扱い、対応をしているが、まだ第三者委員にまで届く苦情はない。苦情・意見に対して個人には回答しているが、公表にまでは至っていない。近隣からは、「工事案内がない」とか、「土曜日に工事するのは迷惑だ」との内容の苦情がある。アンケート以外の苦情・意見等も、申し出た当事者の同意を得て、公表する仕組み作りを検討されたい。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
保護者からの相談・意見の収集は、送迎時のコミュニケーションや連絡ノートからである。また、保護者が意見を述べる機会はアンケートがあるが、意見が言える選択肢が少ないのではないかと、既に園では気づいている。意見箱の設置に向けて、既に具体的な動きを見せている。今後も、日々のコミュニケーションや声掛けを大切に、保護者が意見や相談しやすい雰囲気作りを継続されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
送迎時の対話・連絡ノート、日々のコミュニケーション等から相談や意見が寄せられるが、記録や報告の手順、対応策等を規定したマニュアルは整備されていない。対応マニュアルは整備されていないが、保護者の意見には積極的に傾聴に努める取り組みはされている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
リスクマネジメントの責任者は園長であるが、委員会設置に関しては未整備である。関連する規程の整備と定期的な見直しをされたい。開設して間もない保育所ではあるが、ヒヤリハットの事例収集を行い、未然防止策を検討している。遊具の点検は、業者による定期点検が年1回、職員点検は月1回である。安心・安全に配慮した保育のために、職員による遊具点検回数を増やすこと、職員に対して事故防止に関する研修を実施することを検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
感染症予防、発生時等の対応マニュアルは整備され、職員に配布されている。嘔吐処理などは、実地訓練を行って職員周知を図っている。保護者への情報提供も、ボードに掲示等されている。職員はインフルエンザ予防接種を行い、病気の感染予防を行っている。2次感染予防として、マスク着用で予防にも心掛け、職員自身の健康管理にも気を配っている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
災害に備え、防災計画を作成して月1回の訓練を行っている。保護者と職員に対して緊急メールの登録・運用を徹底しているが、指針の一部改定に伴い「災害への備え」が新しく追加され、災害時の対応整備は一部未整備の状態となった。保育を継続するための対策として、初動時対応、職員の出勤基準、子ども・保護者・職員の安否確認の方法等が明確ではなく、引き渡し訓練も実施されていない。検討され優先順位を付けた対策を望みたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法は文書化されており、いつでも誰でも確認したい時に手にすることが出来る。原本は事務所で保管されており、園長・主任に一声かけて閲覧するというルール化がされている。職員周知としては、法人の研修で学んだり、クラスでは経験者が伝えている。権利擁護の研修が不足しているとの思いがあり、市が主催する研修で補おうとしている。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法の見直しは年1回行っているが、時期は定めていない。指導計画は月末・日々のミーティング会議で見直しされているが、クラスごとで止まっている。保育の標準的な実施方法について、検証が全体で出来ていないのでPDCAサイクルを活用して課題を洗い出すことから始め、優先順位を付けて保育の質の向上に組織的につなげていくことを望みたい。また、保護者の意見や提案も組み込まれたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
アセスメントは、入園前に保護者が記入して担任が記入漏れ等確認している。3歳未満児は担任が個別指導計画に反映させ、支援困難ケースも個別指導計画に反映させている。更に、指導計画は個別とクラス指導計画との関連もされている。3歳以上児はクラス指導計画の下で保育がされているので個別の指導計画はない。アセスメントと個別指導計画が別々にファイル化されているので、個の成長記録が1冊で分かる方法も考慮されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
保育の「全体的な計画」と年計画は年度末に1回、月・週の指導計画の見直しは毎月、毎週1回行っている。丁寧な見直しは、次の指導計画に生かされている。見直しによって変更した内容を職員周知する手順が明確ではないので、組織的な仕組みを明文化されたい。また、指導計画の変更内容や保育の質の向上に関わる課題は、記録として残して情報共有することが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
保護者記入のアセスメント票から子どもの発達状況・生活状況等を把握し、法人の統一した様式に移し替えている。個別の指導計画は未満児、支援困難児は作成されているが、3歳以上児の個別指導計画は作成されていない。経験の浅い職員が多いため、書き方に差異が生じないように配慮し、連絡帳は外部に出るためマニュアルを作成し、表現の仕方等を経験豊かな職員が指導している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
「個人情報保護規程」は法人の規程に準じ、開設間もない園ではあるが適正に管理されている。保護者には、入園式で記録や情報の取り扱いについて記載された資料に基づいて説明している。「情報開示規程」は、まだ未整備である。書類の持ち出しやカメラの持ち出しの管理記録はなく、ルール化して明文化することを望みたい。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
今年度から「保育指針」が一部改定され、ポイントの一つに保育の「全体的な計画」の編成がある。幼児期の終わりまでに育てたい姿や、育みたい資質、能力なども位置付けた計画が作成されている。今回、編成に携わった職員は園長のみであるが、見直しの際には保育に関わる職員も参画し、意見を吸い上げてより保育園の実態に合った「全体的な計画」が作成されることを望みたい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年の夏は異常な暑さが続いたが、生活にふさわしい場としての環境整備は、寒冷紗で覆ったり、エアコン稼働、こまめな水分補給、そしてプール遊びを取りやめる等の熱中症対策を実施した。室内温度・湿度は、常に適切な環境が整えられている。			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの理解を深めるために、子どもの発達過程や家庭環境なども把握し、子どもに分かりやすい言葉づかい、「ダメだよ」と言う言葉づかいからプラスの言葉づかいにように取り組んでいる。また、既に改善に向けた動きとして、注意する際の言葉の掛け方を「認める言葉がけ」に配慮して対応している。			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行う	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達に合わせて、生活習慣が身につくよう、2歳児の手洗いの環境の具体例として、牛乳パックで踏み台を作り、袖口が濡れないように手洗いがしやすい配慮がされている。子どものやろうとする気持ちを大切に保育をしており、年齢に応じて子どもの個人差などを把握しながら子どもが無理なく身に付けられるような環境整備を目指している。自分で出来たという達成感が味わえるような取り組みが、さらに広がることを望みたい。			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする 保育を展開している。	保 50	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園は街中にあり、車の行き来が激しい道路に面しているが、自然を求めて散歩に出かけている。散歩中に、バス会社の車で偶然バスを見ていたら、バス会社の職員から「乗車見学をしないか」と誘われ、バスの乗車見学が実現して子どもたちは大喜びし、楽しんで園に帰った。今回の偶然の機会をうまく利用できたことを参考として、今後計画的に社会体験の拡大や地域の人達と接する機会として役立てられたい。			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
家庭との連携としては、送迎時のコミュニケーションや連絡ノートを活用し、指導計画に役立てている。育児相談にも答えて保護者支援に努め、信頼関係にも役立てているが記録としては残っていない。懇談会の時は懇談内容が残されている。冷凍母乳は行っておらず、見学時の質問には、「行っていない」と回答している。保育の継続性にも関わることであり、育児相談の記録を残されたい。			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1・2歳児は自我の芽生える時期であり、噛みつきや喧嘩について加害者の名前は伏せている。説明は主に担当が行っており、保護者から理解を得ている。複数担任制のため、月2回ミーティングをして職員間の連携を図り、家庭との連携にも役立てている。口唇時期、玩具等の消毒は3日に1回、週1回は逆性洗剤消毒を行っている。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「保育所保育指針」の一部改定により、小学校へのスムーズな移行を実現するために「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を打ち出し、「全体的な計画」にも記載して取り組んでいる。3歳以上児は特に共同的な遊びを発展させることで、遊びや生活が深まる。子どものやりたい気持ちを受け止め、行事等の共通の目的を実現するために子どもたちが取り組んだ事例を、「10の姿」とリンクさせて就学先や地域に届ける工夫を期待したい。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもは、医療機関から助言を受けて保育をしている。また、気になる子どもクラスに溶け込んでおり、個別指導計画とクラス指導計画との関連付けが統合保育の良さとして出ている。職員は知識や情報を得るために研修に参加し、会議を通して情報を共有している。しかし、健常児の保護者には、障害のある子どもの保育について情報提供の取り組みは行っていない。保育の理解を深めるためにも、全ての保護者への配慮を願いたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の連続性に配慮し、長時間保育の指導計画が4期で立案され、子どもが遊びを選べるようコーナーづくりをしている。出来れば、乳児・幼児別の指導計画が欲しい。おやつは水分補給のためのお茶のみであるが、夕方7時まで保育を必要とする子どもへの配慮として、食事やおやつ提供も検討されたい。仕事の都合や交通事情等で迎えの時間が予定より遅れる場合は、職員が一緒にいて子どもの不安を取り除いている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わり方に配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
来春の就学児は2名いるが、学区外のため学区の小学校に出向くことはない。子どもが小学校以降の生活に見通しを持つ機会は、該当小学校就学時健診だけである。保護者も、小学校との関わりは就学時健診の付き添いだけであり、子どもの生活についての見通しは先輩保護者からの情報に頼ることとなる。まだ卒園児がいないため、小学校との意見交換や合同研修は行われていないが、市としては幼保小連絡協議会があり、今後は参加の予定である。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「健康管理マニュアル」は整備されており、保護者に対しては入園式で説明している。SIDS(乳幼児突然死症候群)対策のチェックは、0歳児は5分、1・2歳児は15分で行い、職員周知もされ記録もされている。保護者には、SIDS(乳幼児突然死症候群)に関する情報を入園式で提供している。子どもの体調悪化や怪我などは、担任が保護者に伝えており、事後確認も担任が行って記録している。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
健診結果は、もれなく記録されている。保護者にも健診結果を伝えているが、保護者アンケートでは浸透率67%とやや低い数値が示された。回答には、「説明がなくて分かりづらい」、「身体測定結果は知らされるが健康診断結果は聞いていない」等、曖昧さが残っており、伝達方法に改善の余地がある。しかし、家庭での生活には活かされ、歯磨き指導には役立っている。また、園の保育では、手洗い・うがい・歯磨き指導等に反映されている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児対応はアセスメントから把握し、7名の子どもについて医師の指示の下、診断書に基づいて対応している。保護者との連携は、献立表にて除去食材を共有して誤食防止をしている。また、他の子どもとの相違はテーブル、食器を分けるなどの配慮をしている。職員研修としての技術習得は、市のエピペン研修で行っている。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園には菜園はないが、プランターで苺を育てる等、食育の一環としての取り組みがある。子どもの嗜好や食事を職員が把握し、子ども一人ひとりに適量の食事を提供し、“食べきった達成感”を味わわせている。調理員もクラスに入って子どもと一緒に食事を摂り、子どもの食べ具合等を観察している。子どもが食事を楽しむ機会として、誕生日メニューや園庭に出での食事会等がある。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
過去に1度アレルギー事故があり、アレルギー児の席を固定性にしたり食器を別のものにする等、再発防止の手立てを講じている。給食に対する安心感を持ってもらうために、保護者対象の「給食体験」を予定している。今後の課題として、体調不良の子どもに提供する食事(離乳食をベースとした病児食)の工夫や、残食のチェックと記録の作成が挙げられている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
0～2歳児は、毎日連絡帳にて職員と保護者との情報共有を図っている。園の保育実践への理解を得る機会として、保育参観を行っている。また、都合の付く保護者が対象となるが、個別懇談会も行われており、園と家庭との連携は図られている。現時点で障害の病名はついていないが、グレーゾーンの子どもの数名おり、保護者の“受容”の度合いに合わせて慎重な対応をしている。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
保護者との信頼関係を構築するために、登降園時の多忙な時間帯であっても、保護者からの意見や相談には丁寧な対応を心がけている。送迎時の保護者との対話や個別懇談会での相談内容等が、記録として残っていない。保育の継続性の観点からも、必要な情報はもれなく記録に残すことを望みたい。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園内で虐待に関する勉強会を行い、家庭での身体的な虐待やネグレクトが、子どもの将来に関わる重要な案件であることを職員は認識している。早期発見のためのマニュアルを整備し、登園時の保護者と子どもの様子を観察したり、身体測定やプール遊び、着替えの機会等には、特に念入りにチェックをしている。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
保育実践の振り返りとして、職員は毎年「OJTシート」を使用して自己チェックを行っている。職員の自己評価に関しては、これまでに幾度となく試行錯誤を繰り返して、現在の「OJTシート」にたどりついている。課題は、この「OJTシート」が職員の個人レベルで完結してしまっていることである。適切な分析を加え、園全体の自己評価となるよう工夫されたい。			